



令和8年1月14日
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月14日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用的停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1
代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（11営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	安城	3両×20日	三重	多気	3両×28日 1両×29日
愛知	田原	6両×20日	三重	萩原	1両×25日
愛知	長久手	6両×17日 1両×18日	静岡	御殿場	3両×22日 1両×24日
岐阜	各務原	2両×30日	静岡	函南	3両×27日 1両×29日
岐阜	笠松	2両×30日	静岡	富士	2両×30日
岐阜	岐阜西	3両×30日 1両×31日			

3. 処分日

令和8年1月14日（水）

【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL：052-952-8038